

化粧品に使用される法定色素(タール色素)に由来する 特定芳香族アミン管理値の制定

2024年3月19日に日本化粧品工業会より、化粧品に使用される法定色素(タール色素)の自主基準として「特定芳香族アミンの管理値」が制定されました。2016年4月に施行された繊維製品及び皮革製品等の家庭用品におけるアゾ色素の使用規制に関連して、日本化粧品工業会では化粧品に関する法定色素の対応を検討しておりました。

特定芳香族アミンを生じる可能性のある法定色素のまとめ

①使用自粛(過去に制定された自主規制)

色素名	対応
赤色502号	1970年自主規制
赤色503号	
赤色505号	
黄色404号	
黄色405号	
黄色407号	
赤色501号	2017年自主規制
だいたい色403号	
だいたい色204号	

色素名	対応
赤色205号	2019年自主規制
赤色206号	
赤色207号	
赤色208号	
赤色404号	

②特定芳香族アミン管理値(2024年3月19日制定)

色素名	特定芳香族アミン	管理値
赤色220号	β -ナフチルアミン	1ppm以下
赤色225号	4-アミノアゾベンゼン	1000ppm以下
かっ色201号	2,4-キシリジン	375ppm以下
赤色504号	2,4-キシリジン	375ppm以下
黄色205号	3,3'-ジクロロベンジジン	150ppm以下
赤色401号	o-トルイジン	300ppm以下
赤色219号	4-アミノアゾベンゼン	0.5ppm(検出限界)未満
赤色227号		
黒色401号		

ボーケンでは、化粧品に使用される法定色素(タール色素)に由来する特定芳香族アミン類の分析を実施しております。試験をご要望の際は下記までお問い合わせください。



上記試験以外にも各種試験を受託しております。
社内試験の外注をご検討であれば是非お問い合わせください。



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。